

長岡市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市西陵の森条例（平成8年長岡市条例第19号）第12条第1項の規定により定めた令和7年度長岡市西陵の森の休園日を変更したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年2月16日

長岡市長 磯田 達伸

1 休園日

11月17日から翌年の3月13日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開園し、又は休園することができる。

2 休園日を定める期間

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）